

給水装置工事設計施工指針

令和 5 年度改訂版

苫小牧市上下水道部

目次

はじめに	1
総則	
1. 総則	2
1.1 目的	2
1.2 用語の定義	2
1.3 給水装置の種類	3
1.4 適用範囲	3
1.5 指定給水装置工事事業者	3
1.6 給水装置工事主任技術者	6
1.7 管理	7
1.8 給水装置工事の費用負担	7
1.9 給水装置工事の種類	8
1.10 給水装置工事の順序	16
手続	
2. 給水装置の申請	17
2.1 申請書及び関係書類の提出	17
2.2 設計審査	19
2.3 メーターの請求	20
2.4 関係機関の手続き	21
2.5 工事着手	22
2.6 事前着工	22
2.7 設計変更及び工事の中止	23
2.8 指定事業者が行う完成検査	23
2.9 完成検査及び完成図書類の提出	25
2.10 市が行う検査	30

設計

3. 設計の基本条件.....	32
3.1 設計の基本条件	32
4. 基本調査	33
4.1 基本調査.....	33
4.2 閲覧.....	34
5. 給水方式	37
5.1 給水方式.....	37
6. 計画使用水量及び給水管の口径.....	41
6.1 用語の定義	41
6.2 計画使用水量の決定	41
6.3 給水管の口径決定.....	45
7. 給水装置の設置基準（水の安全・衛生対策）	66
7.1 水の汚染防止	66
7.2 破壊防止	67
7.3 侵食防止	69
7.4 逆流防止	71
7.5 凍結防止	74
7.6 クロスコネクション防止	75
7.7 給水管.....	76
7.8 給水用具.....	81
7.8.1 止水用具.....	82
7.8.2 水抜用具.....	88
7.9 メーター	88
7.9.1 メーター.....	88
7.9.2 メーターの取扱基準.....	89
7.9.3 メーターの設置基準.....	90

7.9.4	メーターボックスの取扱い	91
7.9.5	集中検針式のメーター取扱基準	92
7.10	その他の給水用具及び装置	93
7.11	給水管及び給水用具の接続	94
8.	分岐及び撤去	96
8.1	分岐	96
8.2	撤去	99
9.	受水槽	100
9.1	受水槽の設置条件	100
9.2	受水槽の構造	101
9.3	受水槽の容量	104
9.4	受水槽以下施設の維持管理に関する基準	104
10.	土工定規	109
10.1	土工定規及び道路復旧	109
11.	図面の作成	112
11.1	図面	112
11.2	給水装置の図面作成要領	112
12.	給水装置工事材料の基準	122
12.1	給水装置の構造及び材質の基準と指定	122
施工		
13.	施工の基本事項	133
13.1	施工の基本事項	133
14.	土木工事	136
14.1	掘削	136
14.2	埋戻し	137
14.3	道路復旧	138
15.	分岐及び撤去工事	142
15.1	分岐及び撤去	142

16. 給水装置の施工.....	149
16.1 屋外配管工事.....	149
16.2 屋内配管工事.....	154
16.3 メーターの設置.....	154
16.4 止水用具の設置.....	155
16.5 水抜用具の設置.....	155
16.6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（SP 設備）の設置.....	156
16.7 その他の給水用具及び給水装置の設置.....	157
16.8 筐類の設置.....	157
17. 接合工事.....	158
17.1 接合工事.....	158
18. 給水装置の防護.....	169
18.1 防護.....	169
19. 給水装置の表示.....	178
19.1 表示方法.....	178
安全管理	
20. 安全管理.....	179
20.1 交通安全の管理.....	179
21. 維持管理.....	190
21.1 維持管理.....	190
標準図	
22. 標準図.....	203
22.1 止水栓筐及び元止水栓筐据付標準図.....	203
22.2 仕切弁筐据付標準図.....	206
22.3 排泥装置標準図.....	208
22.4 放水装置設置標準図.....	209
22.5 水抜栓取付標準図（φ 13 mmの例）.....	210
22.6 電動式水抜栓取付標準図.....	211

22.7 散水栓設置標準図.....	212
22.8 メーターポール	213
22.9 遠隔指示メーター設置標準図	218
22.10 遠隔指示装置設置標準図	219
22.11 簡易着脱機設置標準図.....	220
22.12 集中検針盤製作図	221
22.13P.S 用 メーターユニット (減圧弁無)	222
22.14 メーターボックス用 集中配管ヘッダー.....	226
22.15 メーターボックス設置標準図	228
(1) - 1 旧型 FRP 製メーターボックス	228
(1) - 2 新型 FRP 製メーターボックス (2 t 用)	233
(2) 伸縮メーターボックス	240
(3) φ600 コンクリートボックス.....	242
(4) φ900 (人孔) コンクリートボックス.....	243
(5) 集中式メーターボックス.....	244
(6) 苫小牧市型メーター筐楕円錐型 (既設)	245
(7) 旧角コンクリート筐設置図 (既設)	246
(8) メーターボックス承認関係提出状況	247
22.16 集合住宅配管標準図	250
22.17 集中検針方式メーター基本配線図	257
22.18 逆流防止の標準配管 (例)	258
(1) 集中住宅等の配管例.....	258
(2) 事務所ビル等の配管例	259
22.19 パイプシャフト内配管標準図	260
22.20 道路占用ヶ所施工図	261

給水装置工事関係諸様式

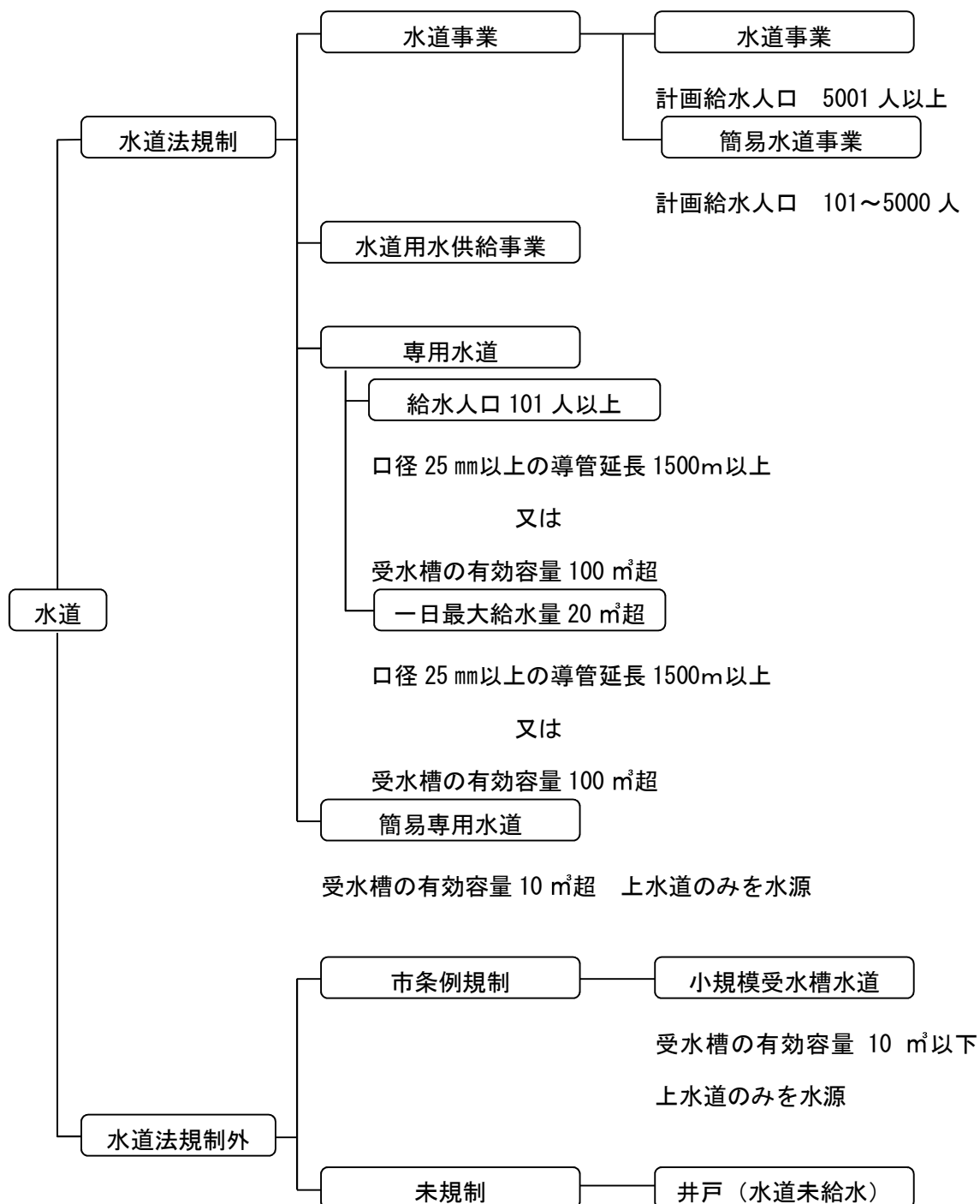
23. 給水装置工事関係諸様式.....	262
23.1 給水装置排水設備新設等承認申請書.....	262
23.2 メーター請求伝票.....	263
23.3 メーター返納伝票.....	264
23.4 検査単票.....	265
23.5 設計変更届.....	266
23.6 中止届.....	267
23.7 施工業者変更届	268
23.8 水道利用加入金相殺申請書.....	269
23.9 給水装置・排水設備所有者変更届	270
23.10 集中検針盤取付表（3階）	271
23.11 集中検針盤取付表（5階）	272
23.12 貯水槽水道等 設置・変更・撤去 届	273
23.13 事前着工届.....	274
23.14 給水装置装置所有者代理人選定届	275

改訂の沿革

24. 改訂の沿革.....	276
----------------	-----

はじめに

苫小牧市の水道は、次のように分類することができる。



1. 総則

1.1 目的

1. この給水装置工事設計施工指針（以下「指針」という。）は水道法及び苫小牧市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理手続きを定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

<解説>

1. この指針において「条例等」とは、以下による。
 - (1) 「法」
水道法（S 32.法律第 177 号）をいう。
 - (2) 「施行令」
水道法施行令（S 32.政令第 336 号）をいう。
 - (3) 「施行規則」
水道法施行規則（S 32.厚生省令第 45 号）をいう。
 - (4) 「基準省令」
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（H9. 厚生省令第 14 号）をいう。
 - (5) 「条例」
苫小牧市水道事業給水条例（S 35.10.26 条例第 23 号）をいう。
 - (6) 「給水条例施行規則」
苫小牧市水道事業給水条例施行規則（S 36.6.9 規則第 22 号）をいう。

1.2 用語の定義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (1) 配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。
 - (2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。
 - (3) 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

<解説>

1. 給水装置に使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事材料（以下「給水装置材料」という。）という。取扱いの詳細は「12.給水装置工事材料の基準」によること。
2. 本市において配水管は、管径により次の 2 種類に分類している。



1.3 給水装置の種類

1. 専用水給水装置 1戸又は1箇所専用するもの。
 - (1) 普通計量栓 一般住宅、共同住宅、事務所、店舗、工場等で恒常的に水を使用するもの。
 - (2) 臨時計量栓 工事用水、仮設事務所等で臨時的に水を使用するもので期間が1年以内のもの。
 - (3) 船舶給水栓 船舶給水に使用するもの。
 - (4) 特殊計量栓 下水道使用料金に係るもの。
 2. 私設消火栓 私設の消防用に使用するもの。
 3. 防火貯水槽 公共の消防用に使用するもの。
- 注(4)については排水設備設計施工要綱を参照のこと。

1.4 適用範囲

1. この指針は、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）からの依頼を受けて、苫小牧市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

<解説>

1. 給水装置の新設等（修繕を除く。）をしようとする者は、市長の定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。（条例第4条1項）
2. 開発行為については、苫小牧市上下水道部開発行為指導要綱及び、開発行為施設設計基準によるものとする。

1.5 指定給水装置工事事業者

（以下「指定事業者」という。）

1. 給水装置工事を行う者は、苫小牧市長の指定を受けた指定事業者でなければならない。

<解説>

1. 指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正

に施工することが出来ると認められる者を指定する制度である。

2. 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定事業者の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。
3. 指定要件は次のように定められている。（法第 25 条の 3）
 - （1） 事業者ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - （2） 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - （3） 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省で定めるもの。
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
 - ウ. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年経過しない者。
 - エ. 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者。
 - オ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - カ. 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。
4. 水道事業者は、指定要件を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている。しかし、工事事業者は指定を受けることにより、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないほか、水道事業者の要求に応じて給水装置の検査に主任技術者の立会い、報告又は資料の提出など、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならない。
5. 指定事業者の事業の基準
 - （1） 指定事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業運営に努める。
 - ア. 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名する事。
 - イ. 配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者を従事させ、又は実地に監督させること。
 - ウ. 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
 - エ. 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するように努めること。
 - オ. 次に掲げる行為を行わないこと。

(ア) 施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

(イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。

カ. 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定事業者が 3 年間保存すること。

(注) 5. (1) イの適切に作業を行う事が出来る技能を有する者とは、

① 水道事業者によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

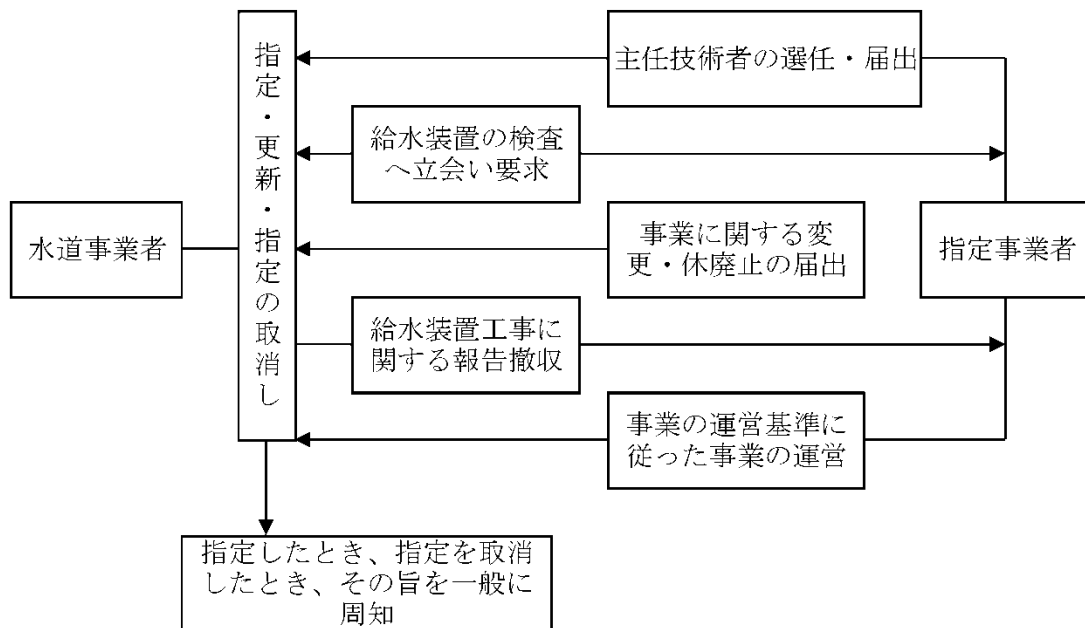
② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士

③ 職業能力開発法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の修了者

④ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者、及び検定合格者

（いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管の穿孔、給水管等の経験を有している者）

6. 指定給水装置工事事業者制度の概要



1.6 給水装置工事主任技術者

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の仕事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理。
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材料が施行令第 5 条の基準に適合していることの確認。
4. 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。
 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。
 - (2) (1) の工事、及び配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
 - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡。

主任技術者とは、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことが出来る知識と経験を有し、給水装置配管技能者（以下「配管技能者」という。）などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

<解説>

1. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者とは、給水装置工事事業の本拠である事務所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定事業者から指名されて調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する従業員等の指導監督を行うなどの業務を行うものである。
- (2) 技術力の要としての役割を十分に果たし、給水装置工事の適正を確保するため、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、また給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事の技術などについて専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) これらのために要求される知識及び技能は、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の完成検査などの各段階において必要とされるものはもとより、条例に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施するための必要なものなど多岐にわたる。この

ためには新技術、新材料に関する知識や関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に習得するための努力を行うことが重要である。

- (4) 配管技能者など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2. 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において、工事の作業又は監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) 主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員等に対する指導に実行性を持たせることが不可欠である。
- (3) 所属する指定事業者の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

1.7 管理

1. 給水装置の管理責任は、所有者又は使用者にあり、善良な管理義務を負う。

<解説>

1. 水道事業者が管理するのは水道施設であり、給水装置は所有者等が管理すること。(条例第 22 条)

1.8 給水装置工事の費用負担

1. 給水装置工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。

<解説>

市において負担する費用（以下「市費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は市長がその都度行う。

対象となる区域は、給水区域内とする。

1. 漏水修繕

公道内の給水管漏水等の修繕に要する費用。(市費取扱要綱による)

2. メーター取替

検満及び故障等メーターの取替工事に要する費用。

ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。

3. その他

- (1) 開発行為等で設置した分水栓が閉塞した場合、その解消に要する費用。
 - (2) 割T字管の簡易仕切弁が閉止不能となった場合、整備に関する費用。
- なお、指定事業者等の過失によるものは除く。

1.9 給水装置工事の種類

1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕がある。(条例第2条2項)
- (1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。
 - (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。
 - (3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取り外す工事をいう。
 - (4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。

<解説>

1. 新設工事の適用区分

適用区分	細目
メーターを新設する工事	新たにメーターを新設する工事。 なお、工事用水又は仮設事務所等で臨時的に使用(期間は原則として1年以内)する場合や、船舶給水・特殊計量栓も含む。
メーターが既設の場合の工事	既設の給水装置があっても、建物が一新される場合の工事。ただし、既設の給水装置は、撤去工事として申請すること。これは、水道利用加入金及び既設給水装置区分の為、撤去と新設を同時に扱うものとする。 なお、工事の種類が判別が困難な場合は建築確認申請書等を参考にして決定する。
メーターを新設しない工事	① 防火貯水槽工事。 ② 開発行為に伴う工事 都市計画法第4条第12項に定められた開発行為のうち、都市計画法施行令第19条に定められた規模に該当する開発行為区域内に布設する工事。

2. 改造工事の適用区分

適用区分	細目
口径変更	給水用具の増減に関係なく給水管の管径変更、またこれに伴う分水の口径変更工事をいう。
増設	給水用具を増す工事をいう。
部分撤去	給水用具を減らす工事をいう。
位置変更	給水管の布設位置、又は、給水用具の位置を変更する工事をいう。
路線変更	給水管の引込路線を変更する工事をいう。
曳家による装置の変更	曳家に伴う工事をいう。
給水管改良	老朽した給水管を新しい管に取替えたり、給水管を改良する工事をいう。
受水槽	受水槽以下で市が必要と認め各戸検針を行っている装置の原形を変える工事。また、受水槽容量を変更する場合。受水槽以降各戸検針の場合のメイン管の取替え。(改造手数料は受水槽のメーターのみ)
リフォーム	既存建物を使用し、給水装置の配置を一部、又は全て変更すること。
その他	適応区分で判断が困難な場合は担当係と協議すること。

3. 撤去工事の適用区分

適用区分	細目
メーターを撤去する工事	不要になったメーターを撤去する工事。 なお、工事用水又は仮設事務所等で臨時的に使用(期間は原則として1年以内)した場合や、船舶給水・特殊計量栓も含む。
受水槽	受水槽以下で、市が必要と認め各戸検針を行っている装置を取外す工事。

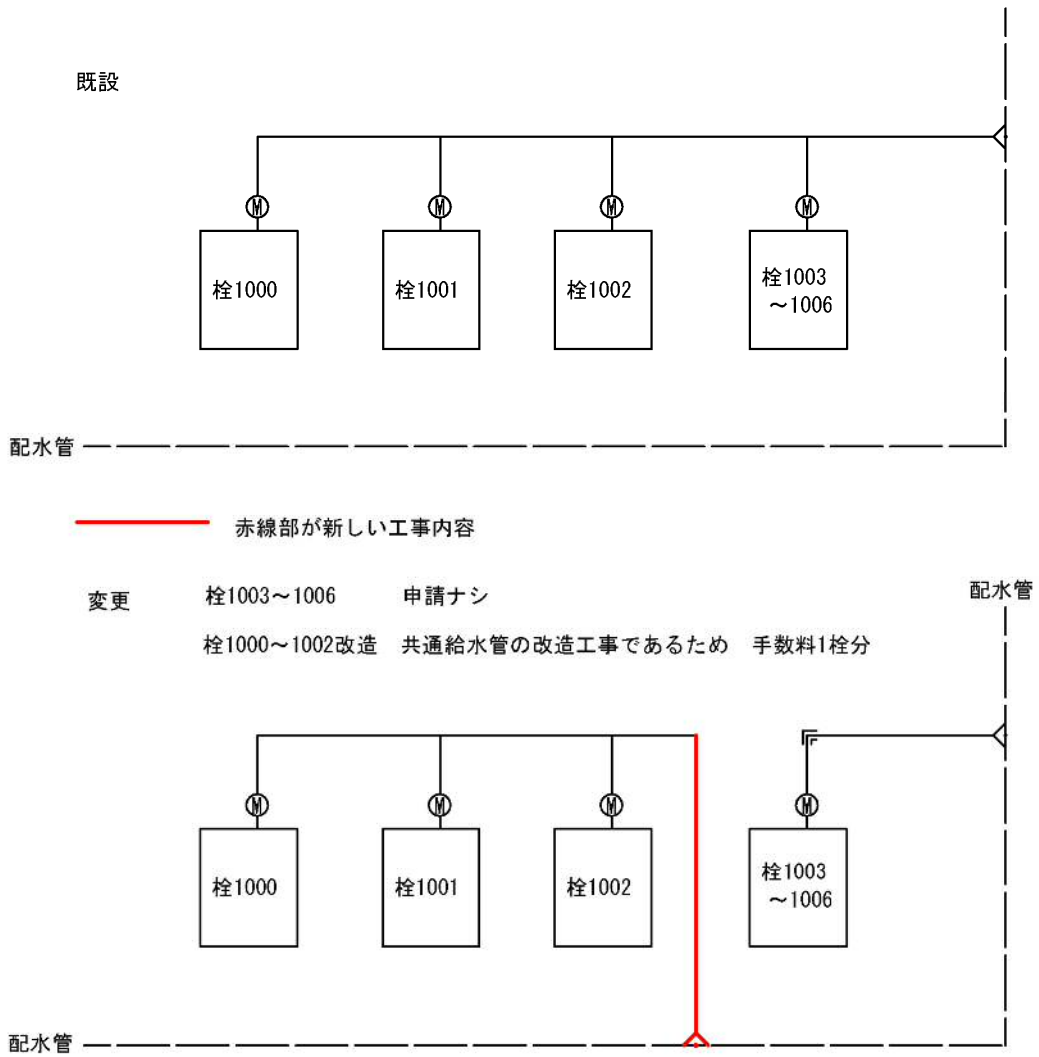
新設・改造・撤去工事の具体例

現状	変更後	区分	
更地	新築の家	新設	
更地	散水栓1つ	新設	
既設の家	新築の家	撤去・新設	
既設トイレ(公園)	新築トイレ(公園)	撤去・新設	
散水栓1つ	新築の家	撤去・新設	
散水栓1つ	新築トイレ(公園)	撤去・新設	
既設の家	増築で新築の家	改造	
既設の家	散水栓1つ	改造	
既設トイレ(公園)	散水栓1つ	改造	
既存家屋で2個のメーター	既存家屋で1個のメーター	撤去・改造	
既存家屋で	既存家屋で	既存の給水装置を変更する場合	改造・新

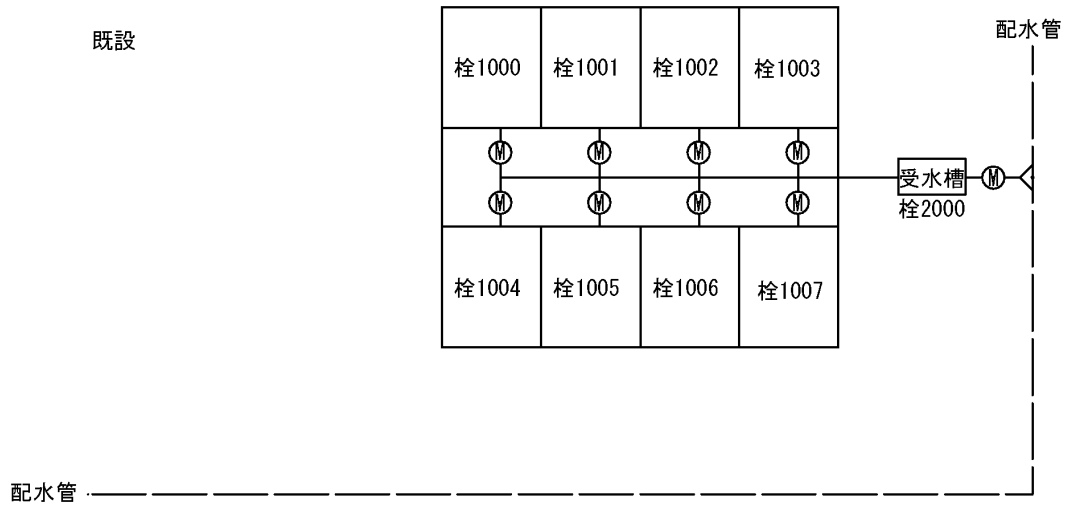
1 個のメーター	2 個のメーター		設
		新しいメーターに新しい給水装置のみが設置される場合	新設

改造・撤去工事の具体例（図）

例 1

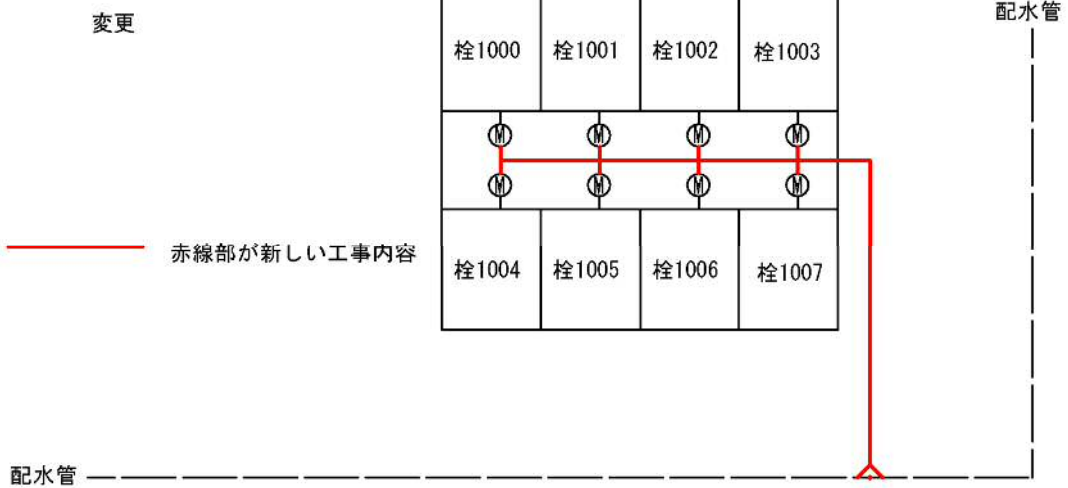


例 2

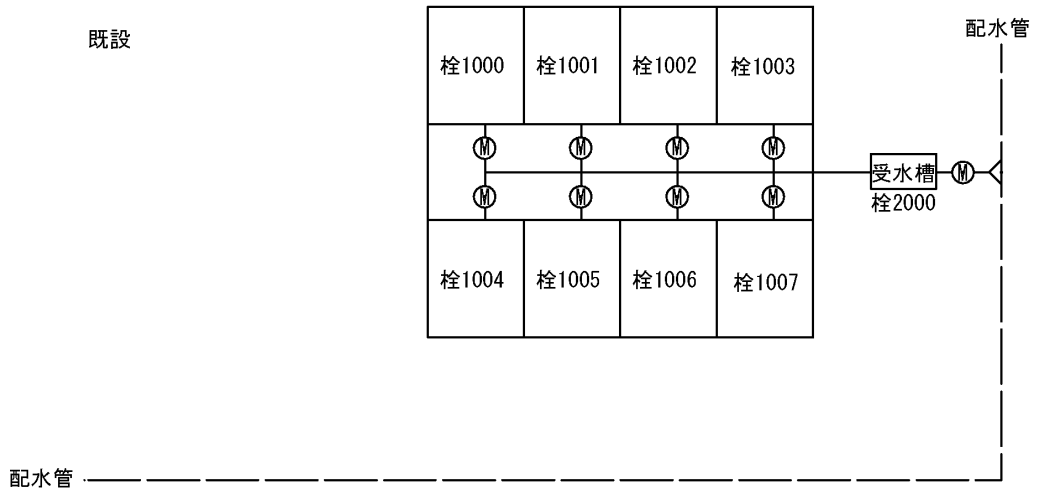


受水槽を撤去し、直結にした場合。(建物内も改造)

栓1000~1007改造 手数料8栓分
栓2000 撤去

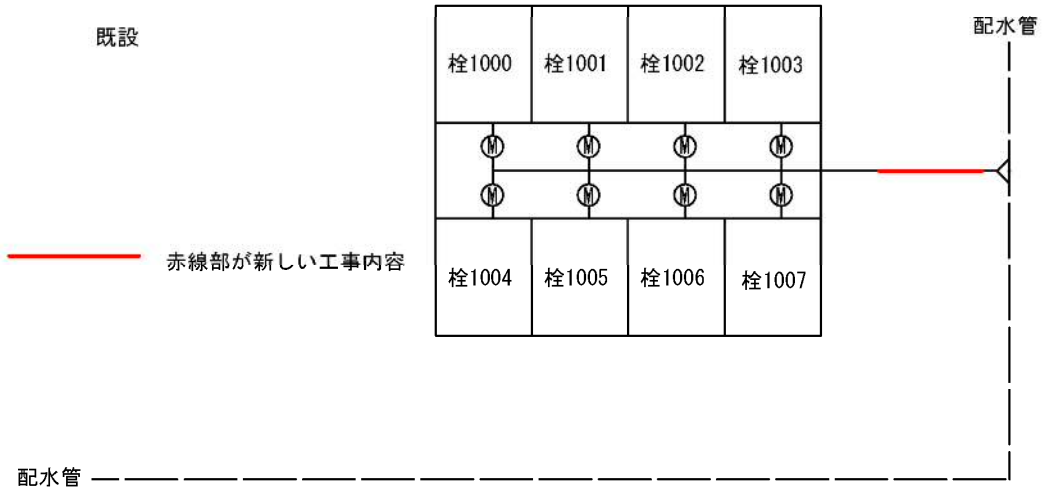


例 3

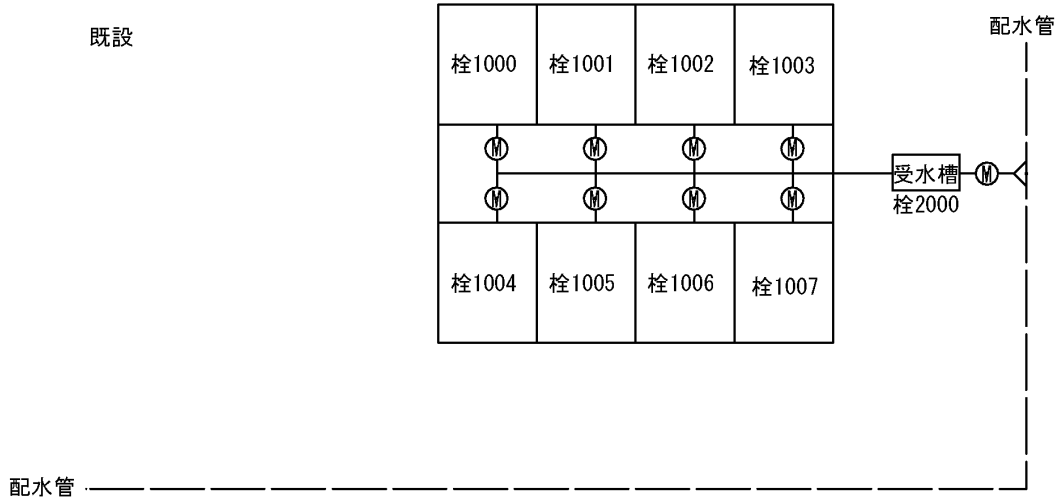


受水槽を撤去し、直結にした場合。(建物内は既設のまま)

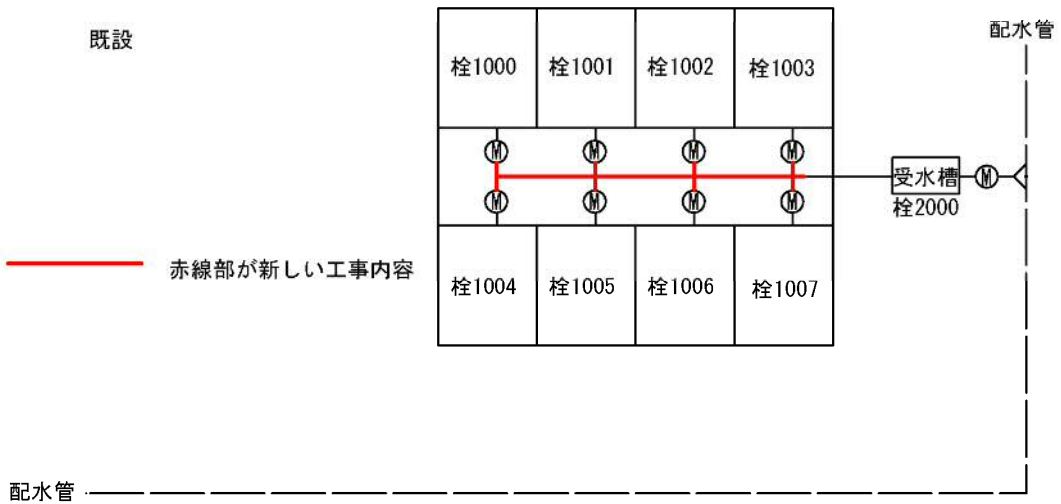
栓1000～1007改造 手数料1栓分
栓2000 撤去



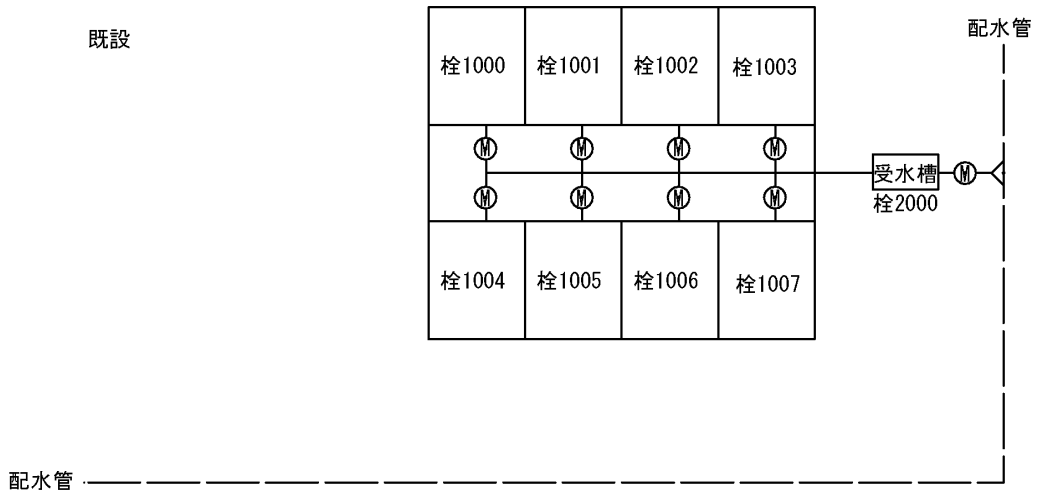
例 4



受水槽を撤去せず、宅内の立管とメーター手前にそのメーターに関する器具を設置・撤去したとき。
 栓1000～1007改造 手数料8栓分

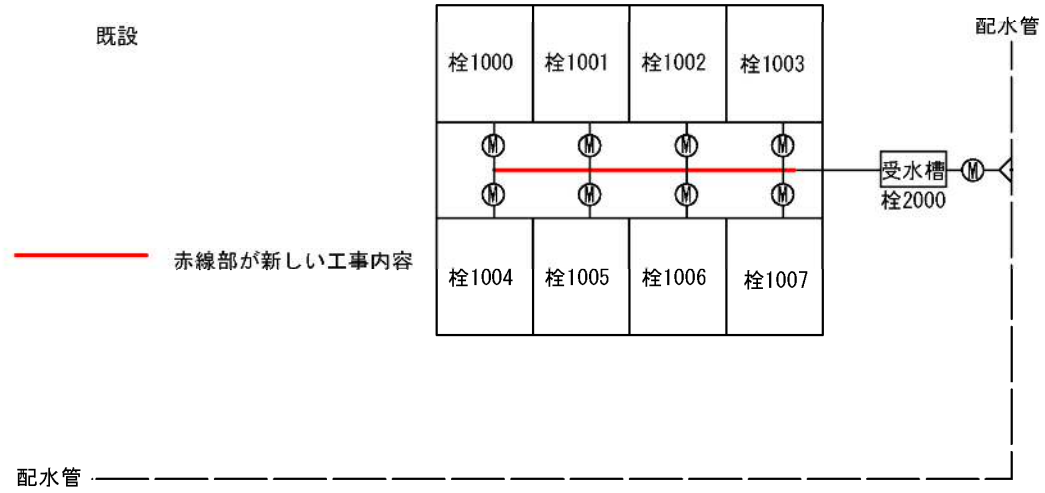


例 5



受水槽を撤去せず、宅内の立管のみを改造したとき。

栓2000（受水槽）改造 手数料1栓分



4. 修繕工事の適用区分

適用区分	細目
給水装置等の破損	給水装置が破損した場合これを原形に修復する工事であり、給水管・給水栓・不凍給水栓・水抜栓等の破損箇所を修復する工事。
凍結等	凍結を解氷する等、使用不能の状態を修理する工事。
位置変更	不凍給水栓・水抜栓・メーター等の位置を変更するもので、その範囲が概ね 1m以内の工事。
増設・部分撤去	屋内配管の延長が概ね 1m以内で、給水用具を増設・撤去する工事。 (例 1 既存の蛇口付流し台に、新たに蛇口を増設する工事) (例 2 既存で複数の蛇口が付いている流し台の蛇口の一部を、撤去する工事)
漏油等の事故	現状復旧等の工事。

- (1) 修繕工事を行った場合は、必ず市長に届出を行うこと。届出は修繕工事報告書に工事場所、工事内容、施工図、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、配水管技能者氏名等を記載のうえ速やかに行うこと。なお、給水用具の取替えを行う場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。
修繕工事施工報告書（条例施工規則第 8 条）
- (2) 給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこまパッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管の伴わないものに限る）とする。

1.10 給水装置工事の順序

1. 指定事業者は、申請者と工事契約を締結した後、市に対して必要な手続きを行うこと。

工事の受注	申請者から給水装置工事の依頼を受け、給水装置工事の施工契約を締結。
↓	
調査	現地調査及び本市、関係官公署等における図面等の調査。
↓	
計画	給水装置工事の計画、工事材料の選定、給水装置工事申請書類の作成。 給水装置が構造材質基準に適合していることの確認。 工法の決定、機械器具の手配。
↓	
給水装置新設等承認申請書の提出	指定事業者は申請者に代わって、給水装置新設等承認申請書（以下「申請書」という。）及び申請図等の提出。
↓	
市長の審査	設計審査、工事（修繕工事は除く）の材料確認。 標準審査期間は、土日以外の閉庁日を含まない 10 日間
↓	
市納入金の納入確認	
↓	
申請書の承認	
↓	
メーター請求及び受領	
↓	
工事の施工	工程管理、品質管理、安全管理を徹底しつつ、工事を施工する配水管からの給水管分岐工事、道路上工事に係る本市との連絡調整、関係建築業者等との連絡調整、給水装置が構造材質基準に適合していることの確認。
↓	
指定事業者による完成検査	指定事業者が行う検査。
↓	
工事完成検査の申込	完成図及び資料の提出。 検査を受ける前日の 15 : 00 まで
↓	
市長の検査	市長が行う検査。 完成図及び資料等により、給水装置が構造材質基準及び市の基準に適合していることを確認。
↓	
通水	
↓	
引き渡し	申請者への引き渡し。 申請者に対し、給水装置の使用方法・凍結防止等について十分理解できるよう説明するとともに、給水装置申請書（申請者用）、完成図面及び関係書類等（コピー）を手渡す。

2. 給水装置の申請

2.1 申請書及び関係書類の提出

1. 給水装置工事の申請の際には、申請書及び関係書類を作成し提出する事。
 - (1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の申請書及び図面
 - (2) 水理計算書
 - (3) 所有者変更届
 - (4) その他関係書類

<解説>

1. 申請書は、工事種別ごとに作成すること。（「給水装置工事申請関係一覧表」P21 参照）
2. 申請は、申請書（市HPよりダウンロード）で行うこと。（申請書の申請者用は、返却するので申請者に渡すこと。）
3. 標準審査期間は、土日以外の閉庁日を含まない10日間とする。
※審査期間とは、申請書提出から水道窓口課より納付書が発行されるまでの期間。
なお、審査期間には次の内容は含まない。
 - ア. 申請書類の不備を補正するために要する期間
 - イ. 申請処理途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
 - ウ. 申請内容が関係機関との協議を要する期間

（運用）

1. 指定事業者は、申請者から申請書を受領する際には、申請書の建築確認番号、申請書住所（現住所及び設置場所）、氏名・押印（申請者の記名・押印）、家屋所有者、土地所有者、支分引用の承諾欄を確認すること。
また、市納入金、指定事業者名（押印）、主任技術者（押印）の申請書の記入欄を確認すること。
次に、申請書に添付する図書として、申請図及びメーター請求（返納）伝票等（これは新設工事の標準的な申請方法であり、設計内容により、添付図書が必要な場合がある）に記入して、確認すること。確認後、各指定事業者別の受付簿に申請内容を記入し、申請書及び関係図書を添付して審査を受けること。
 - (1) 申請書の提出内訳
 - ア. 給水装置新設等承認申請書（水道管理課用・申請者用各1部）
 - イ. 給水装置申請図（3部）
 - ・承認図（指定事業者用図面）
 - ・検定副図（検定用図面）
 - ・市控え図（予備用図面）

- (2) メーター請求（返納）伝票提出内訳
 - ア. 普通計量栓新設工事の場合
 - イ. 臨時計量栓
 - ウ. 改造工事で口径変更の場合（ア.によること）
 - エ. 返納の場合は、撤去工事及び臨時計量栓の撤去工事とする。
- (3) その他、提出を必要とする図書
 - ア. 受水槽以下に伴う各戸検針する場合（受水槽以下装置に付帯する水道メーター設置基準による）。
 - イ. 必要に応じて道路占用許可申請書類、建築確認通知書の写し、利害関係人の承諾等を同時に提出させることがある。
 - ウ. 臨時計量栓（工事用水も含む）の申請時に、臨時使用届に使用期限と概算水量を算出し記入して、申請書に添付すること。
 - エ. 受水槽のあるものは、受水槽施設調書を提出すること。
 - オ. 水道利用加入金の相殺のあるものは、水道利用加入金相殺申請書を提出すること。
- 2. 同一敷地内で同一所有者が 1 棟建築の新設と改造工事等を同時に行い個々にメーターを設置する場合は、申請書を分けて提出するものとする。
- 3. 複数個のメーターを撤去する場合で、同一所有者かつ同じ区画ならば、申請書をまとめて提出することができる。
- 4. 次の場合は水理計算書を提出すること。
 - (1) メーター口径がφ40 mm以上の場合。
 - (2) 3階建以上の直結給水する場合。
 - (3) 連用栓（アパート、マンション等）の場合（直結給水方式で2階まで表6-10による）。
 - (4) 受水槽方式の場合。
 - (5) 直圧式スプリンクラー設置の場合。（水道連結型スプリンクラー）
 - (6) 加圧（増圧）式の場合。
 - (7) その他、市が必要と認めた場合。
- 5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合は、速やかに給水装置所有者変更届を提出すること。なお、この手続きを行うときには、旧所有者の印鑑証明書を添付すること。特別な事由（転出先不明、死亡の場合等）で添付できない場合は、登記簿謄本（3か月以内に証明されたもの）を添付すること。これに該当しない場合は、その都度協議すること。
- 6. 申請者は、次の場合に利害関係人の承諾を得ること。ただし、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、この限りではない。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置の新設等する場合。
 - (2) 他人の給水装置から分岐などして給水装置の新設等する場合。
7. 申請者は、民法第 213 条の 2 又は第 213 条の 3 の適用がある場合は、民法第 213 条の 2 第 3 項の規定による通知を行った旨を申請書の備考欄に記載すること。

給水装置工事申請関係一覧表

工事種別	申請内容	提出書類（様式）	適用
新設工事	① 新設	給水装置工事新設等 承認申請書	水理計算書 ※①
	② 私設消火栓		
	③ 防火貯水槽		
	④ 臨時		臨時使用届 ※②
改造工事	① 改造		水理計算書 給水装置所有者変更届
撤去工事	① 撤去	水道利用加入金相殺申請書 給水装置所有者変更届	
	② 臨時		

※1.9 「給水装置工事の種類」 参照

※設計変更、工事の中止は給水装置設計変更届・中止届で提出すること。

※①建築確認番号の取得を必須とする。（建築物のない場合はこの限りではない）

※②臨時使用期間は原則として1年以内とするが、仮設事務所等で使用期間が明確な場合は2年以内とする。

2.2 設計審査

1. 給水装置工事の申請にあたっては、設計内容等について市長の設計審査を受けること。
2. 申請者は、承認を受ける際に手数料を納入すること。

<解説>

1. 事前協議

- (1) 4階以上直結給水・直結増圧給水を要望する場合には事前に協議すること。
- (2) その他技術的に判断が難しい場合は、事前に協議すること。

2. 設計審査

設計審査内容

- (1) 申請書欄の記入内容。
- (2) 利害関係。
- (3) 給水方式
- (4) 申請者が必要とする給水量（管径及び適切なメーター口径）。
- (5) 配水管の分岐からメーターまでの、市が指定する材料及び工法。
- (6) 給水装置の構造及び材質の基準。

3. 市納入金について

(1) 設計審査及び検査手数料

- ア. 設計審査及び検査手数料については条例第 32 条に基づき、新設（臨時給水含む）・改造の工事区分ごと、メーター口径個数ごとに納入する。
- イ. 設計審査手数料・検査手数料は承認を受ける際に納入すること。
なお、設計審査後に工事を中止した場合は設計審査手数料を還付しない。
- ウ. 受水槽方式の場合は、各戸のメーター口径（共用するメーター口径も含む）に係る加入金の総額が受水槽以前のメーター口径に係る加入金より多額の場合は、各戸のメーター口径に係る設計・審査手数料の総額を納入すること。

(2) 水道利用加入金（以下「加入金」という。）

- ア. 条例第 5 条に基づき、メーター口径個数別に納入すること。
- イ. 新設工事に伴う撤去工事については、撤去するメーター口径に見合う額を相殺する。
- ウ. メーター口径の増径を伴う改造工事に係る額は、改造後のメーター口径と改造前のメーター口径に係る額との差額を納入すること。
- エ. 設計変更によりメーター口径を変更する場合は再審査完了後、加入金の差額を追徴又は還付する。
- オ. 承認後、工事を中止した場合、既納の加入金の金額を還付する。
- カ. 受水槽方式の場合は、各戸のメーター口径（共用するメーター口径も含む）に係る加入金の総額が受水槽以前のメーター口径に係る加入金より多額の場合は、各戸のメーター口径に係る加入金の総額を納入すること。
- キ. 受水槽方式の場合で、各戸検針を承認する装置が新設でないものについては、各戸のメーター口径に係る加入金の総額から、受水槽以前のメーター口径に係る加入金の差額を納入すること。

2.3 メーターの請求

- 1. メーターは市納入金の納入後に請求すること。

<解説>

1. メーターの請求

メーターは市納入金が納入された後、メーター請求伝票により請求し受領すること。また、使用するメーターの口径φ40 mm以上及び集中検針方式のメーター等の場合、納入に日数がかかるので余裕をもって申請すること。

2. メーターの受領

メーターの請求は、メーター請求伝票を担当係に提出し受領すること。

2.4 関係機関の手続き

1. 指定事業者は、工事着手の前に掘削及び占用等、関係機関へ必要な申請手続き及び協議を行うこと。

<解説>

1. 申請に係る関係官公署及び申請書類については、次表による。

申請関係様式等一覧表

種別	提出先	部数	添付図面等				備考
			位置図	路線図	施工図	交通規制図	
市道	都市建設部 道路維持課	3			位置図（市内 地図） 平面図 断面図 土工定規図	○	道路占用許可 申請書
道道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所	4	○	○	平面図 断面図 復旧図	○	
国道	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	3	○	○	位置図（市内 地図） 平面図 断面図 復旧図	○	
共通	苫小牧警察署	2	上記同様			○	道路使用許可 申請書

2. 地下埋設物管理者（ガス、電気、電話ケーブル、下水道管、工業用水等）及び河川管理者と十分に協議すること。
3. 国道、道道の占有許可申請書及び占有数量表は市が作成し提出する。
4. その他必要な書類については担当係の指導により添付すること。
5. 道路使用期間（許可期間中）又は、占有内容に変更が生じた場合は担当係の指示を受けるとする。
6. 添付図面については、「22.標準図」を参照すること。

2.5 工事着手

1. 給水装置工事は、設計審査終了後、市長の承認を得てから着手すること。

<解説>

1. 指定事業者（主任技術者）は、工事着工にあたり、担当係と配水管及び給水管からの分岐等の連絡調整を行うこと。

2.6 事前着工

1. 給水装置工事の着工は市長の承認を受けてから行うのが原則であるが、やむを得ない理由がある場合にのみ宅内における一部の配管を許可することがある。
なお、事前着工で道路部分の施工及び給水が可能になる工事は認めない。
ただし、前面道路の新設・改良工事が入る場合はこの限りではない。

<解説>

1. 事前着工許可について
納入金を支払い、市長の承認を受けてから施工するのが原則であるが、やむを得ない理由により承認が間に合わない場合は、特例として事前着工を許可することがある。
2. 申請方法
別紙の「事前着工届」に理由及び施工範囲を記入のうえ、施工図を添付して水道管理課担当者へ提出し、許可を受けること。
3. 注意点
苫小牧市水道事業給水条例第4条第1項及び同施行規則第2条第1項より、何らかの届出なしに着工することは認められていないので注意する。
なお、事前着工で道路部分の施工及び給水が可能になる工事は認めない。
ただし、前面道路で新設・改良工事を行う場合はこの限りではない。
その場合には、早急に申請書を提出すること。
また、分水位置がわかるように、道路と宅地の境界付近にマーキングを行うこと。

2.7 設計変更及び工事の中止

1. 指定事業者は、設計変更内容に変更が生じた場合は、速やかに設計変更届を提出し再審査を受けること。
2. 指定事業者は、給水装置工事を中止する場合、中止届を速やかに提出すること。

<解説>

指定事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由内容を明記し、図面及び水理計算書等の再審査を受けること。なお、下記以外の軽易な変更については、検査員の指示により施工すること。

1. 使用水量増減等によりメーター口径の変更をする場合。
2. 給水方式を変更する場合（例。直結給水⇔受水槽式）。
3. その他、本市が再審査を必要と判断した場合。

2.8 指定事業者が行う完成検査

1. 指定事業者（主任技術者）は承認図に基づき、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の水圧試験及び、出水量、水質の確認を行うこと。

<解説>

1. 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することとなるため、主任技術者は、確実に完成検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 完成検査において主任技術者が確認する主な内容は、次のとおりである。

(1) 資料及び現地検査

種別	検査項目	検査基準
屋外の検査	① 分岐部	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管の取付口の位置は適正に行われていること。 ・オフセットは正確に測定されていること（仕切弁・敷地境界等からの距離）。
	② 分岐部撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・分水閉止キャップ止めが適正に行われていること。 ・ソケット接合が適正に行われていること。 ・撤去付近の家屋が断水していないかを確認すること。
	③ メーター、メーター用止水栓等	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・メーター番号の確認。 ・メーターは、給水装置に直結して取り付けられていること。 ・メーターは、検針、取替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障がないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	④ 埋設管	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けていること。 ・他人の土地に埋設されていないこと。 ・道路内及び宅地内の土被りは、所定の深さが確保されていること。
	⑤ 管延長	<ul style="list-style-type: none"> ・完成図面と整合する事。
	⑥ メーターボックス及び筐類	<ul style="list-style-type: none"> ・傾きがないこと及び指針 16.8「筐類の設置」に適合すること。
	⑦ 止水栓（仕切弁）	<ul style="list-style-type: none"> ・スピンドルの位置が筐の中心にあること。
	⑧ 道路復旧	道路許可条件の通りで良好であること。
配管	① 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・給水用具等が完成図と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径・管路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破損、浸食、電食、浸透、凍結等を防止するための適切な処置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。 ・各メーター栓番号の配管・配線交差がないか確認されていること。
	② 接合	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な接合が行われていること。
	③ 管種	<ul style="list-style-type: none"> ・性能基準適合品の使用を確認すること。 ・配水管への取付口からメーターまで、本市指定のものを使用していること。
用具	① 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・性能基準適合品の使用を確認すること。
	② 接続	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間	<ul style="list-style-type: none"> ・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
質 水圧・水	①水圧試験	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の水圧による水圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
	②出水量確認	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水用具から放水し、出水量を確認すること。
	③水質確認	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の確認方法によること

(2) 完成図面検査

検査項目	検査内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請箇所が明記されていること。 ・申請箇所が確認できるよう、道路及び主要建物及び付近の状況がわかりやすく記入されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。(上が北以外) ・敷地境界寸法・建物の位置・建物からの離れが記入されていること。 ・縮尺を 1/50～1/200 程度とすること。 ・立面図を記入し、平面管路詳細図と整合していること。 ・分岐部のオフセットが記入されていること。(仕切弁・敷地境界等からの距離) ・各部材の材料、口径及び距離が記入されていること。

(3) 水圧試験方法

試験水圧及び保持時間

対象	試験水圧 MPa (kgf/cm ²)	保持時間 (分)
給水装置	0.981MPa (10.0 kgf/cm ²)	2

※既設管に接続されているなど、水圧試験が困難な場合は自然圧による水圧試験で漏水の有無を確認すること。

3. 水質の確認方法

確認項目

確認方法	項目	判定基準
DPD 法	残留塩素 (遊離)	0.1 mg/l 以上
観察	臭気	異常でないこと
	味	〃
	色	〃
	濁り	〃

※現地検査は、給水装置の使用開始前に管内を清掃するとともに、通水・機能試験・耐圧試験・水質試験等を行う。

2.9 完成検査及び完成図書類の提出

1. 指定事業者は工事完成後、給水装置工事検査受付簿により検査の申込みとともに、完成図及び資料等を提出すること。

<解説>

1. 完成検査を申込みする場合、検査単票と検査完成図に必要事項を記入し、資料等を担当

係の職員へ提出して、内容のチェックをしてもらい検査を受ける前日の 15:00 までに給水装置検査受付簿に検査日時を記入すること。

2. 提出資料として、検査単票及び検定副図・完成図・記録写真等を添付すること。また、共同住宅等で集中検針盤とする場合は、集中検針盤取付表、集中検針用水道メーター結線確認報告書も添付すること。

(1) 検定副図とは完成寸法等(各部の材料、出来高)を赤字で記入したものである。

(2) 集中検針する場合の提出する資料は次のとおりとする。

ア. パイプシャフト、ピット等にメーターを設置する場合

(ア) 集中検針盤取付表 2部

(イ) 集中検針用水道メーター結線確認報告書 1部

イ. ア. 以外の場合

集中検針盤取付表 2部

(3) 記録写真は市が確認のため必要とするもの及び市以外の関係機関から求められるものがある。

また、写真は市の様式(excelファイルで作成)で提出すること。

ア. 市が確認のため必要とするものは以下を記録した写真である。

(ア) 新設工事の場合

① 分岐部

② 明示テープ

③ コア挿入写真(铸铁管の場合)

④ ポリエチレンスリーブ

⑤ 分岐部上部に保温板

⑥ 明示シート

⑦ 水圧試験

⑧ 完成後の家屋とメーター筐の位置関係がわかるもの(引きの写真)

⑨ 完成後の家屋と元止水の位置関係がわかるもの(元止水がある場合に引きの写真)

⑩ ピット内(ドレンバルブを使用した場合)

⑪ その他市が指示したもの

(イ) 改造工事の場合

新設工事、撤去工事と同様である。

(ウ) 撤去工事

① 分岐部の撤去

② 分水栓閉止キャップ止め

③ ポリエチレンスリーブ

④ ソケット接合

⑤ 明示シート

⑥ その他市が指示したもの

イ. 市以外の関係機関から求められるもの（施工後速やかに提出）とは、以下を記録した写真である。

(ア) 掘削埋戻状況及び本復旧写真。(国道、道道)

1. 着工前

2. 完了

3. 給水管の深さ

4. 給水管の全景

(長い場合は複数枚に分けても可・テープはいらない)

5. 矢板 (必要な場合)

6. 転圧 (各層ごと)

7. 明示シート

以下舗装復旧がある場合。

8. カッター (2次復旧も含め)

9. 仮復旧

10. 路床完了

(舗装面より 30 cm 下がりと全体を写した引いた写真)

重車両タイプはそれぞれの下がり

11. 路盤完了 (全体を写した引いた写真 (本復旧前も))

12. アスファルト乳剤散布 (ジョイント部も)

その他

13. 作工物があり砂利以外の基礎がある場合は基礎の写真

(イ) その他、関係機関から求められたもの。

写真例 1 (新設の場合)

栓番号	メーター番号	所有者	工種	住所
129999	OA14-09999	水道 太郎	新設	苫小牧市旭町4-5-6



分水着工前(既設再利用・開発行為は除く)



ホリスリーブ取り付け(既設再利用・開発行為は除く)



圧力テスト・分水～止水



保温板設置(既設再利用・開発行為は除く)



標示シート設置(既設再利用・開発行為は除く)



メーター設置完了(開発行為箇所も撮影すること)



分水完成(既設再利用・開発行為は除く)

写真例 2 (撤去の場合)

栓 番 号	メーター番号	所 有 者	工 種	住 所
129999	○A14-09999	水道 太郎	撤 去	苫小牧市旭町4-5-6



分水閉止着工前



分水閉止完了



ポリスリーブ取り付け



標示シート設置



モルタル詰め完了



分水閉止完成

3. 提出書類は設置した給水装置の使用時期等を考慮し、余裕をもって行うこと。
4. 完成図の作成にあたっては「11.図面の作成」によること。

2.10 市が行う検査

1. 市の検査は、主任技術者の立会いのもとで行うことを原則とする。

<解説>

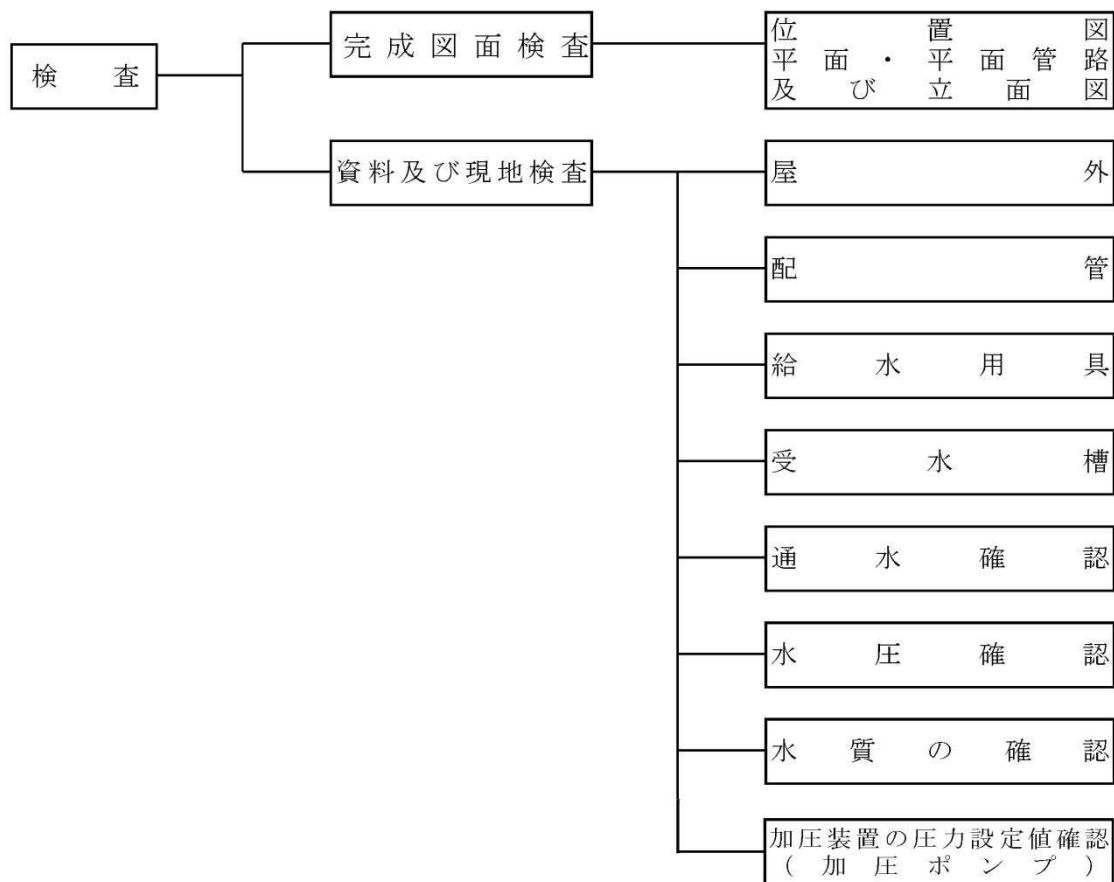
1. 市が行う検査の考え方

適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第5条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。したがって、市の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が水道法に定める給水装置の構造及び材質、市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。

2. 検査の立会は、申請時に指定した主任技術者が行うことを原則とする。ただし、主任技術者とその責任のもと信頼できる現場の従事者に指示することにより、適正な検査を確実に実施できる場合はこの限りではない。

市が主任技術者の立会を求めた場合には、求めに応じ立会うこと。

3. 市が行う検査の構成は、次のとおりである



給水装置工事承認申請事務処理フロー

